

共立病院での医療安全対策の取り組みについて

当院では、医療安全対策を病院全体で取り組み、医療事故発生の防止と発生時の速やかな対応を行っております。また、以下の取り組みを実施しています。

1. 医療安全対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い、安全対策に関する事項を検討します。
2. 医療安全推進室を設置し、各部署に医療安全推進者（各部門職長）を置きます。
3. 職員の医療事故防止対策に対する意識・知識・技術向上を図るためマニュアルを各部署に配布し、全職員対象とした研修を年2回行うほか、必要に応じて臨時研修を行います。
4. 医療の質を低下させず出来る限り最良の医療を行うためにも、医療事故を未然に防ぐことを目標とし、「人間は過ちを犯すもの」という立場に立ち組織の問題としてとらえ、医療事故が発生しないような環境・システムの構築を病院全体で目指します。
5. 医療事故発生時の早期対応、原因調査及び再発防止のための対策を立案します。
6. 医療ミスが疑われる事例の発生時には、安全対策の徹底、事故調査を行う、医療事故防止に努めます。
また、必要に応じて他の医療機関や保健所と速やかに連携し対応します。

令和6年4月1日

医療法人社団 親和会 共立病院 院長